四七六七（次の図に示す部分に限る。）、四七六八、四七六九、四八二〇の一・四八二〇の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四八五二、四八五四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県新見市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月七日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年国土交通省告示第二百九十二号印西都市計画道路事業三・三・四十四号和泉草深線

三　事業施行期間　自平成二十年三月十二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月七日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年国土交通省告示第二百九十二号印西都市計画道路事業三・三・四十四号和泉草深線

三　事業施行期間　自平成二十年三月十二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第二百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月七日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道235号改築工事（日高自動車道「門別厚賀道路」・北海道沙流郡日高町字旭町地内から同町字豊郷地内まで及び同町字清畠地内）並びにこれに伴う町道及び排水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　北海道沙流郡日高町字旭町、字幾千世、字豊郷及び字清畠地内

2　使用の部分　北海道沙流郡日高町字豊郷地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道沙流郡日高町字平賀地内の日高富川インターチェンジから同町字美原地内の厚賀インターチェンジ（仮称）までの延長20.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道235号改築工事（日高自動車道「門別厚賀道路」）並びにこれに伴う町道及び排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道235号改築工事（日高自動車道「門別厚賀道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水の目的をもって設置する水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。